

世界の動きがわかる!



Iran & IAEA イラン核疑惑の行方

# イラン核疑惑で 露呈した核不拡散 体制の脆弱性

2月4日、イランの核問題を安保理に付託する決議が、国際原子力機関（IAEA）の特別理事会（議長は天野之弥・在ウィーン国際機関日本政府代表部大使）において初めて採択された。核兵器保有宣言を行った北朝鮮とは異なり、イランは核兵器を保有していないし、一貫して平和利用を主張している。何が問題であり、いかに対処すべきなのか。

浅田 正彦 =文  
(京都大学大学院法学研究科教授)  
text by Asada Masahiko

## 【イランの核開発疑惑】

イランの核開発疑惑が国際社会で注目されるようになったのは、2002年8月。イランの反体制派がイランには国際原子力機関（IAEA）に申告していないウラン濃縮工場（未完成）があることを暴露したのだ。イランは核兵器不拡散条約（NPT）※の締約国としてIAEAの保障措置を受け入れてきた。保障措置とは、締約国が自国の核活動についてIAEAに申告し、IAEAの査察員が申告の正確さを査察によって確認する制度。申告すべき活動が申告されていないことが明らかになったこと、疑惑が生じたのである。しかし、イラン自身はあく

まで「平和目的」だと主張し、そしてNPTは、平和目的である限りイランの行っている活動自体を禁止してはいない。従って、イランは平和目的であると主張し続けられ、核兵器製造に直結しかねない活動を継続でき、さらに核兵器製造の準備が整った段階でNPTから脱退すれば、NPTの締約国であるにもかかわらず、「合法的」に核兵器を製造できるといふことになるのだ。

## 【ウラン濃縮・再処理の規制】

「平和目的」の名の下における核兵器開発に対処するには、原発の燃料にも核兵器の原料にもなる濃縮ウランとプルトニウムの生産を阻止する

ことが必要であるとして、ウラン濃縮と使用済燃料の再処理（プルトニウム抽出）を制限する提案が相次いでなされた。

まず04年2月に、アメリカのブッシュ大統領が、「本格的な規模の濃縮・再処理工場を持たない国には、濃縮・再処理の設備・技術売却しない」ことを、原子力供給国グループ（NSG）が決定すべきだと提案した。同年6月、IAEAのエルバラダイ事務局長が、濃縮と再処理による新たな核物質の生産を制限して、それらの活動を多数国間の管理の下にのみ認めるといふ構想を発表し、さらに05年2月には、長期的な構想を検討する間、5年間の濃縮・

再処理の新規施設の建設モラトリアム（停止）を提案した。

こうして、アメリカとIAEAという原子力供給の両雄が、同様の発想から濃縮と再処理を制限する提案を行うこととなったが、両提案には質的に異なる部分がある。ブッシュ提案が「国」単位で濃縮・再処理の制限を行うおうとするのに対して、エルバラダイ構想の当面の建設モラトリアムは「施設」単位である。核兵器拡散防止の観点からは、すでに濃縮・再処理の施設を有している国に新規「施設の建設停止を求めても、あまり意味はない。その気に

なれば、既存の施設で核兵器の原料を生産できるからである。その意味では、ブッシュ提案のほうが合理的であった。しかし、ブッシュ提案は同年のNSG総会のみならず、翌05年のNSG総会においても合意に至らなかった。反

措置を誠実に履行することの重要性を世界に宣伝すべきである。あろう。

対の理由は原子力の平和利用の権利にあった。NPT第4条は「平和目的のための原子力の奪い得ない権利」を定めており、平和目的にも利用される濃縮・再処理関連の供給を一方的に制限することはできないというのである。ここに民生と軍事のいづれにも利用される両用技術の扱いの難しさがある。エルバラダイ構想も、その影響がさらに広範なことから、実現には大きな困難が予想される。

核不拡散体制はイラン問題を通じてその脆弱性を露呈することになった。濃縮・再処理の先進国である日本は、イランとの対比において、保障

### Column

#### イランの協定違反とIAEAの対応

イランの保障措置協定は、ウラン濃縮などの活動をIAEAに申告すべきことを規定するとともに、協定違反（non-compliance）については安保理に付託できることを定める。IAEA理事会は、これまで「違反（breach）」には言及しつつ「違反（non-compliance）」には言及しない決議を採択することで、安保理への付託を回避し、EU3国（英仏独）による外交的解決に期待を寄せてきた。

しかし、2005年8月に登場したアフマディネジャド新大統領がウラン転換（濃縮の前段階）活動を再開したことを受けて、9月にはIAEA理事会がイランによる「違反（non-compliance）」を認定する決議を初めて採択した。さらに06年1月、イランが濃縮施設における研究開発活動の再開を決定しIAEAの封印を撤去したため、2月の特別理事会で、イラン問題の安保理への付託が決議されるに至ったのである。